

平成 31 年 1 月以降に介護サービス利用料の免除を受けるには、区役所へ申請手続きが必要になります！

平成 30 年 7 月豪雨により被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

平成 30 年 7 月豪雨により被災された方については、国の特別な措置により、ご自宅が床上浸水以上の被災を受けるなど一定の要件に該当した場合、介護保険サービス利用料の免除を受けることができます。

この取扱いについては平成 30 年 12 月利用分までとしていましたが、このたび免除期間を平成 31 年 2 月利用分まで延長することになりました。

ただし、平成 31 年 1 月以降の利用料について免除を受けるには、介護サービス事業所に「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」(以下、「減免認定証」といいます。)を提示する必要があります。

減免認定証の交付を受けるには、区役所で申請手続きが必要です。区役所健康長寿課(東区は福祉課)で申請を受け付けますので、平成 31 年 1 月以降の利用料の免除を希望される方は、お早めにお手続きをお願いします。

免除を受けるには

平成 30 年 12 月 31 日利用分まで

介護サービス事業所の窓口で、豪雨災害による免除の対象者であることを申し出てください。

平成 31 年 1 月 1 日利用分から

区役所への申請手続き後に送付される「減免認定証」を、介護サービス事業所の窓口で提示してください。申し出のみでは免除を受けることができません。

申請手続きのご案内

受付開始

平成 30 年 12 月 20 日(木)から

※ 申請いただいてから減免認定証がお手元に届くまで、お時間がかかります。平成 31 年 1 月分の利用料の免除を受けるには、1 月中に介護サービス事業所へ減免認定証を提示する必要がありますので、お早めの申請手続きをお願いいたします。

申請先

区役所健康長寿課介護保険係(東区は福祉課高齢介護係)

※ 避難されている場合は、最寄の区でも受付可能です。

免除の対象

対象期間中に利用された介護サービスの利用料

※ 施設やショートステイを利用した際の食費・居住費(滞在費)は、免除の対象外です。

申請に必要なもの

免除の要件により必要な書類が異なります。詳しくは裏面を御確認ください。

【申請のお手続きに必要なもの】

① 免除の理由にかかわらず必要なもの

- ・介護保険利用者負担額免除申請書
 - ・印鑑（認印）
 - ・介護保険被保険者証（※）
 - ・マイナンバー通知カードなど個人番号のわかるもの（※）
- ※ 郵送の場合は写しを提出してください

<お知らせ>

介護保険料の減免手続のため、下記問い合わせ先へ、り災証明書等を既に提出している場合、関係書類の提出は不要ですので、窓口でその旨をお知らせください。

② 免除の理由により、1～5いずれかの関係書類

《免除の理由》

《申請に必要なもの》

1 災害により住家が被災した
（全半壊、全半焼、床上浸水）

・住家の損害の内容や程度を確認できるもの
【例】市町村の機関が発行するり災証明書の写し
※ り災証明書に「全半壊」、「全半焼」又は「床上浸水」と記載されていること

2 災害により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った

・主たる生計維持者の状況を確認できるもの
【例】（死亡の場合）死亡診断書の写し
（重篤な傷病の場合）医師の診断書の写し

3 災害により主たる生計維持者が行方不明となった

・主たる生計維持者が行方不明であることが確認できるもの
【例】警察署長に提出した行方不明者に係る届出の写し

4 災害により主たる生計維持者が業務を廃止または休止した

・主たる生計維持者が業務を廃止または休止していることが確認できるもの
【例】休業・廃業に関する届出書の写し、登記事項証明書の写し

5 災害により主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

・主たる生計維持者が失職し、現在無収入であることが確認できるもの
【例】解雇通知書の写し、雇用保険受給資格者証の写し

お手続きの方法などでご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所健康長寿課（東区は福祉課）までお問い合わせください。

【問い合わせ先】各区健康長寿課介護保険係（東区は福祉課高齢介護係）

- ・ 中 区：TEL 504-2478 FAX 504-2175
- ・ 東 区：TEL 568-7732 FAX 568-7781
- ・ 南 区：TEL 250-4138 FAX 254-9184
- ・ 西 区：TEL 294-6585 FAX 233-9621
- ・ 安佐南区：TEL 831-4943 FAX 870-2255
- ・ 安佐北区：TEL 819-0621 FAX 819-0602
- ・ 安 芸 区：TEL 821-2823 FAX 821-2832
- ・ 佐 伯 区：TEL 943-9730 FAX 923-1611